

# 水橋中部小学校いじめ防止基本方針

## 1 水橋中部小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立水橋中部小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「水橋中部小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

重大事態のいじめは発生していないが、認知件数は令和 5 年度に 5 件あった。内訳は「一方的な暴力」が 1 件、「SNS 上での誹謗中傷」が 2 件、「悪口による仲間はずれ」が 1 件、「必要以上の弁償請求」が 1 件であった。

### (2) 本校の課題

冷やかしやからかい、悪口等、無意識な言葉遣いによるトラブルが見られるため、言語環境に留意した教育活動に努めていく必要がある。また、身体接触を伴う「ふざけ」や「からかい」が、被害者児童への心の負担になるという事案もあったため、日頃から子供たちが良好な人間関係を築けるように適宜立ち止まって考えさせ、暴力行為は絶対にしてはいけないことを指導したりしていくことが大切である。

また、年々、子供の通信機器の利用が増え、それに伴う問題が生じている。情報モラルの系統的な指導が必要である。

嫌な思いをしたことが周囲の児童の報告によりすぐに分かる場合もあるが、被害を受けたことをすぐに発信できない児童がおり、後日、保護者からの連絡で分かることが多かった。本校の教職員は、児童の些細な変化を見逃さないだけでなく、児童が安心して相談できる関係づくりを構築するとともに、保護者との連絡を密にし、いじめの早期発

見に努めていく。

### 3 いじめ問題への対応について

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てる。

#### (1) いじめの防止のための取組

- ① 「いじめはどの学校でも起こり得る」という前提で、細やかに子供の心を見つめ、話に耳を傾け、子供の変化を丁寧に捉える。
- ② 道徳教育及び情報モラル教育を充実させ、縦割り班活動といった異学年交流や読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ③ 気持ちのよい挨拶の指導やぼかぼか言葉の定着を図ることで、人を思いやり、誰にも優しく分け隔てなく接する子供の育成を図る。
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ⑤ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。
- ⑥ 潤いのある学校環境（校内放送による音楽、絵画等の掲示物、花壇の整備等）を整えたり、ボランティアの時間を設定したりすることで、豊かな情操を養うことに努める。
- ⑦ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑧ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケート（教育相談アンケートや生活アンケート等）や教育相談の実施、教職員による事例研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- ⑨ いじめの被害を発信しない児童がいることを念頭に置き、普段から観察やコミュニケーションに努める。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の子供の様子の把握、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、子供たちを見守る。
  - ア 子供のノートや持ち物をよく見る
  - イ 交友関係を把握する。
  - ウ 生活態度の変化や表情を捉える。
  - エ 休み時間、給食時間等の過ごし方を見守る。
  - オ 放課後の遊びについて把握する。
- ② いじめ発見チェックリスト（月1回）を活用して、子供たち一人一人の様子を捉える機会を定期的に設ける。
- ③ いじめに関するささいな情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ④ 平素からの教職員間の情報交換はもとより、定期的な生徒指導委員会でいじめはないかとの焦点化した視点で話し合う場を設ける。
- ⑤ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努めるとともに子

供が日ごろから相談しやすい雰囲気づくりに努める。

- ⑥ 子供や保護者が気軽に相談できるような体制を整備し、生活指導のおたよりや保健だよりを通して保健室などの窓口があることを広く周知する。
- ⑦ 多くの子供たちが、利用する子ども会や児童館と連携し、情報の共有を図る。

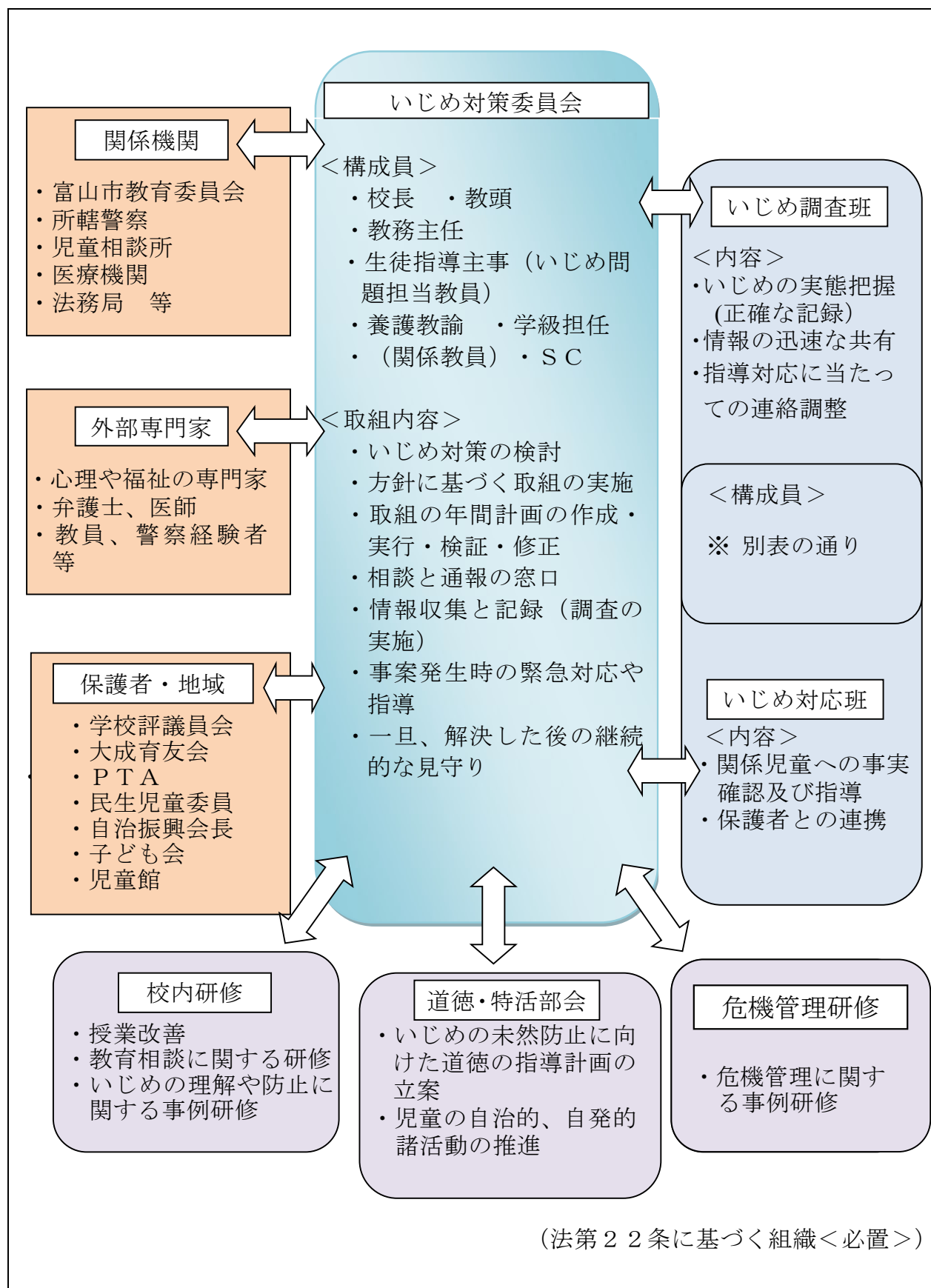
### (3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、正確な情報収集・調査を行う。
- ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ④ 速やかにいじめの事実の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡し、問題解決に当たる。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、児童相談所、所轄警察署と相談をして対応する。
- ⑥ 子供の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ⑦ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
  - ア 徹底して安全を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ウ 状況に応じてスクールカウンセラー、心理や福祉等の専門家、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ⑧ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為を直ちにやめさせ、再発防止に努める。
  - イ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の誤りや責任を自覚させる指導を行う。
  - ウ 保護者と連携して対応できるよう理解と協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーにも十分に留意した対応を行う。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑨ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであること、傍観していた子供に対しても、傍観であってもいじめに加担していたことになることを理解さ

せ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

- ⑩ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ⑪ インターネット上の不適切な書き込み等については、本人及び保護者に対し、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を本人及び保護者に対し指導する。
- ⑫ インターネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑬ パスワード付き交流サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンでのLINEやメールを利用したいじめの対策として、学校における情報モラル教育を積極的に進めるとともに保護者と連携しながらその一層の充実を図る。
- ⑭ いじめが一旦解決したと思われる場合でも十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

(4) いじめ防止対策のための組織



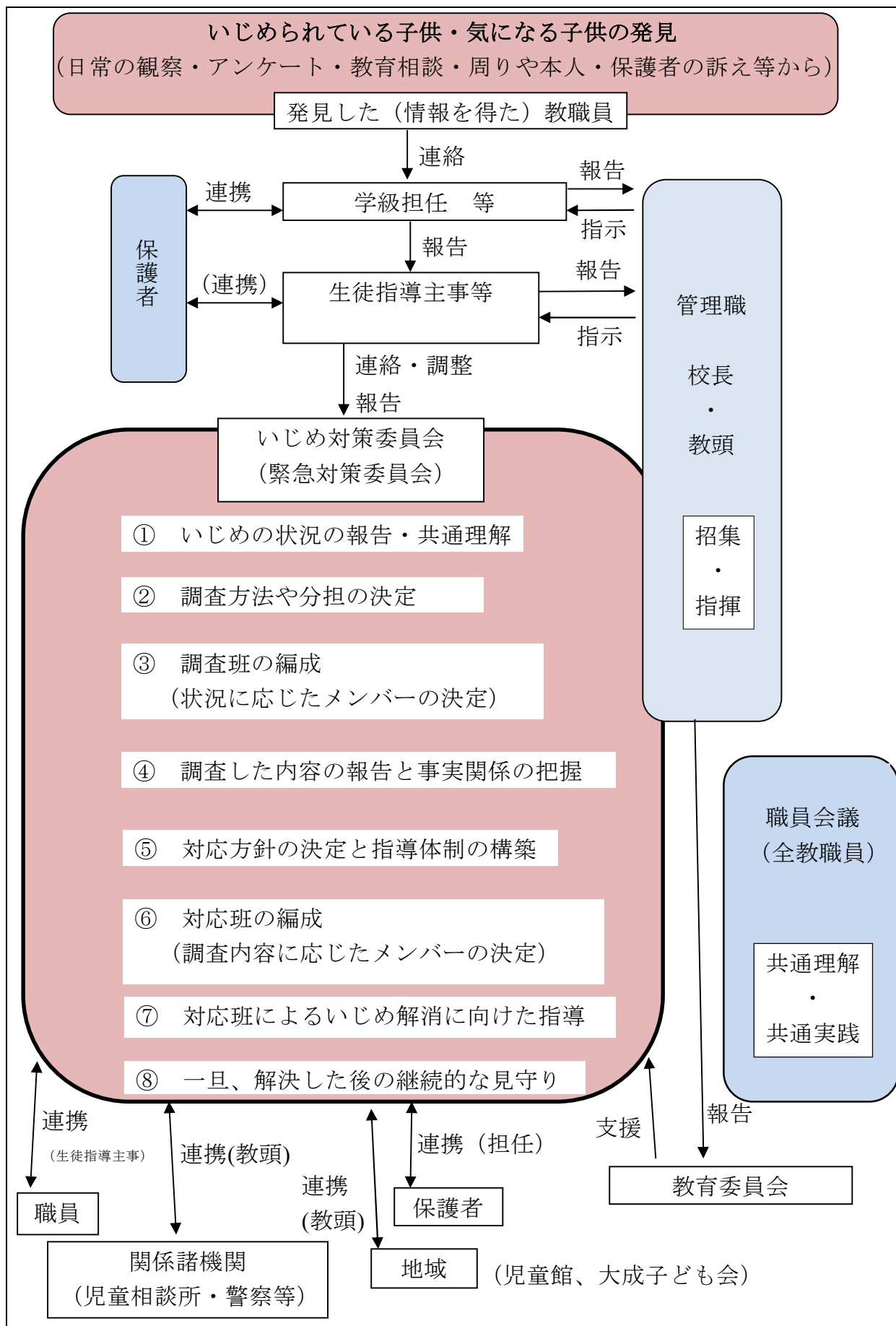
【図 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

※別表

【いじめ調査班、校内いじめ対策委員会、いじめ対応班】

役 職	氏 名	分担
校長	斉藤 紀子	総括
教頭	宮崎 光宏	全体※校外への連絡調整
教務主任 生徒指導主事	亀澤 志津絵 酒井 仁子	経過記録（場合によっては略報へ） いじめ対策委員会主務（調査班長 ・対応班長） ※ 校内の連絡調整 ※ 班活動や対策委員会の記録 指示→確認→蓄積→保存
各学年担任等	福岡 拓真      戸田 元子 有澤 俊希      小澤 麻裕 内田 徹          西野 勇樹 外京 直子      堀田 信博	調査・対応班
養護教諭	伍嶋 桃香	調査・対応班
SC	石政 智子	調査・対応班

(5) 対応マニュアル



(6) 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →								← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →			
	生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	大成育友会総会及び 学年懇談会での保護 者啓発		生徒指導委員会実 施② ・情報共有 ・1学期の指導計 画の確認	教育相談に基 づいた職員研 修会 (夏季休業中)			生徒指導委員会実 施③ ・情報共有 ・2、3学期の指 導計画の確認			生徒指導委員会実施 ④ ・事例研修等 ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
	職員会議											
未然防止への取組			①学級・学年づくり 人間関係づくり				②学級・学年づくり 人間関係づくり					
	道徳・特別活動指導 計画へ生かす						道徳・特別活動指導 計画へ生かす				道徳・特別活動指導 計画へ生かす	
	← いじめチェックシート (毎月) →		縦割り班活動やいきいきタイムの活動を生かした健やかな心の育成活動									
早期発見への取組			生活アンケート					生活アンケート				
			教育相談週間						教育相談週間			
			保護者学校評価アンケート								保護者学校評価アンケート	



## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ③ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」
- ④ 「転校に至るほど精神的に苦痛を受けたとき」

### (2) 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

- ・ 学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・ 市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。
- ・ 市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととする。
- ・ 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。
- ・ いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。

### (3) 調査結果の提供

- ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ 調査の進捗状況について、いじめを受けた子供及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努める。
- ・ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容をいじめを受けた子供とその保護者と確認する。
- ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の子供又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、子供又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに

に調査結果を説明する。

- ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の子供又は、保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・ いじめをした子供及びその保護者に対して、いじめを受けた子供、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、いじめをした子供が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、いじめを受けた子供への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断する。
- ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

#### (4) 調査結果の報告

- ・ 調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。
- ・ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子供又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた子供又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

(※ 教育委員会及び学校は、このことをあらかじめいじめを受けた子供とその保護者に伝える。)